

「患者様へのお知らせ」

2020年3月4日

阪神医療生活協同組合

理事長 中村大蔵

慢性疾患などを抱える患者様が医療機関受診で新型コロナウイルスに感染してしまうリスクを低減するために、電話での再診を認め、当該慢性疾患等治療薬を処方することにしました。

28日処方を限度として、いつもの定期薬を前回と同じ処方のみ電話にて処方します。

今回の対応は新型コロナ対策として行いますので、3月末日までとさせていただきます。

外来に来院される患者様も、前回と同じ処方の定期薬は問診後に診察室に入ることなく、処方箋をお出しします。

こちらも28日処方とさせていただきます。

新型コロナの感染拡大にともない、不安も拡大していることと思います。

今後も何か新しい情報が入りましたらお知らせいたします。

また、対応も随時変更していきますのでよろしくお願いいたします。